

第 574 回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 議事録

日 時	令和 8 年 4 月 16 日 (木) 午前 9 時 55 分	
場 所	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室	
議 題	<p>議題等</p> <p>(1) 知事許可漁業の許可の基準について【諮問】</p> <p>(2) 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正について【協議】</p> <p>(3) しらうおさし網漁業の許可に関する実態調査結果と今後のスケジュールについて【協議】</p> <p>(4) 令和 8 年度事業計画について【協議】</p> <p>(5) 令和 8 年度漁業調整関係業務について【報告】</p> <p>(6) その他</p>	
出席委員	<p>1 番 鈴 木 幸 雄</p> <p>3 番 坂 本 隆 夫</p> <p>7 番 山 口 晴 代</p> <p>10 番 小 原 一 八</p> <p>12 番 樽 見 由 紀</p>	<p>2 番 海 老 澤 武 美</p> <p>6 番 石 本 恵 子</p> <p>8 番 菅 澤 英 子</p> <p>11 番 大 崎 匠</p> <p>13 番 戸 田 弘 美</p>
欠席委員	5 番 古 家 晴 美	14 番 中 泉 義 美
県側出席者	<p>農林水産部次長兼漁政課長</p> <p>〃 漁政課技師</p> <p>霞ヶ浦北浦水産事務所所長</p> <p>〃 漁業調整課長</p> <p>〃 漁業調整課係長</p> <p>〃 漁業調整課技師</p> <p>〃 漁業調整課技師</p> <p>〃 振興課長</p> <p>〃 指導課長</p> <p>水産試験場内水面支場長</p>	<p>富永 敦</p> <p>藤田 勘輔</p> <p>武士 和良</p> <p>富永 佳子</p> <p>藤江 隆司</p> <p>小熊 進之介</p> <p>飯野 菜帆</p> <p>所 史隆</p> <p>荒井 将人</p> <p>久保田 次郎</p>

事務局	事務局長 杉浦 仁治 主任 武藤 晴香
傍聴人	なし
議事録署名人	3番 坂本 隆夫          6番 石本 恵子
議長	1番 鈴木 幸雄
会議内容	開会 午前9時55分
杉浦局長	〔開会宣言〕 〔県関係者の紹介〕 〔資料確認後、鈴木会長に挨拶を依頼〕
鈴木幸雄会長	皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 さて、年度も変わりまして、23期委員会も2年目に入りました。 昨年度は、いさぎ・ごろひき網漁業やうなぎ筒漁業など、漁業制度に関する重要な案件について、御審議いただきてまいりました。 本年度も、漁業制度に関する案件を中心に取り扱いまいりますので、円滑な委員会運営について、皆様の御協力をお願い申し上げます。 また、現在の情勢に目を向けますと、いまだ中東情勢は見通しが立たない状況にあり、燃油価格の高騰をはじめ、各方面に影響が及んでおります。日々の生活や水産業への影響も懸念される中ですが、一日も早い事態の好転が望まれるところであります。 本日の議題ですが、知事許可漁業の許可の基準に関する諮問、許可等に関する取扱方針の改正についての協議のほか3題となっております。 当地区の漁業を、より良い方向へ発展できますよう、皆様の活発な御討議をお願い申し上げまして、本日の挨拶とさせていただきます。 本日はよろしく願いいたします。
杉浦局長	〔県に挨拶を依頼〕
富永次長	漁政課長の富永でございます。本年度、最初の委員会でございますので、一言御挨拶をさせていただきます。

鈴木会長をはじめ、委員の皆様には、日頃より霞ヶ浦北浦の漁業調整や資源管理、水産業の振興等につきまして、貴重な御意見、御助言を賜り、厚く御礼申し上げます。

この第23期委員会は、昨年4月から始まり、その後、いさぎ・ごろひき網漁業許可の一斉更新やうなぎ筒漁業に係る委員会指示などの議題について、御審議をいただきました。いさぎ・ごろひき網漁業の許可につきましては、御審議の結果を踏まえ、シラウオの禁漁期である3月を操業期間から除外することで、シラウオの資源保護を強化することができました。円滑な漁業調整を図ることができましたことを、委員の皆様へ、心より感謝申し上げます。

本年度は、本日の議題となっております、知事許可漁業の許可の基準についての諮問や、しらうおさし網漁業ほか2つの漁業が許可の一斉更新を迎えますことから、許可の制限措置等の諮問について御審議いただくほか、今年2年目となる「うなぎ筒漁業」の承認などについても、御審議をいただく予定としております。

今年度も当委員会と十分な協議を図りながら、円滑な漁業調整を進めてまいりますので、委員の皆様方には、引き続き積極的な御発言と慎重な御審議をお願い申し上げます。

さて、ここで少しお時間を頂いて、霞ヶ浦北浦の漁業に係る今年度の県の主な取組について、いくつか御報告させていただきます。

県では、ワカサギなど主要魚種の不漁が続く厳しい状況においても、継続して漁業を営めるよう、水産物のブランド化や高水温に適応できる資源の活用等により、漁業経営の高収益化に力を入れてまいります。

具体的には、「霞ヶ浦 暁のしらうお」等の生産・販売の促進や「アメリカナマズ」等未利用魚の食用利用の促進、養殖業への参入支援などについて、引き続き取り組んでまいります。

また、高水温にも強いウナギ資源の造成に向けて、昨年の春から、漁業者によるシラスウナギ放流を支援する事業を行っておりますが、今年の春は、これまでにない規模、約9万尾のシラスウナギを霞ヶ浦北浦へ放流することができました。来春の放流分につきましても、本年度当初予算で措置しておりますので、引き続きのシラスウナギの放流をよろしく願いいたします。

次に、霞ヶ浦北浦における漁獲共済制度の導入についてです。漁獲共済制度は、不漁などにより、漁獲金額が減少した場合に、その損失を補填する制度でございます。これまで、県が霞ヶ浦北浦への適用を関係機

関に働きかけてきましたところ、この度、適用されることが決定いたしました。今後は、来年度からの制度運用に向けて、漁業共済組合が中心となって、具体的な制度の検討や事務手続きが進められる予定です。

なお、制度の利用には様々な要件があるため、当面は、販売事業等の体制が整っている組合から導入を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

県といたしましては、こうした取組を通じ、霞ヶ浦北浦の水産業の振興を進めてまいり所存ですので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。私からの御挨拶とさせていただきます。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

杉浦局長

続きまして次第3、議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。

議長（鈴木幸雄会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。

早速ですが、次第4の出席委員数の報告を事務局からお願いします。

杉浦局長

出席委員数を報告させていただきます。

本委員会の委員定数は12名でございますが、本日は10名の出席をいただいております。過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定により本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

鈴木幸雄議長

ただ今の報告のとおり、本日の委員会は成立しております。

鈴木幸雄議長

続きまして、次第5の議事録署名人ですが、私から指名いたします。

3番坂本委員と6番石本委員にお願いします。

鈴木幸雄議長

それでは、次第6の議題に入ります。

議題（1）の「知事許可漁業の許可の基準について」です。これは県からの諮問となります。事務局から諮問文の説明をお願いします。

武藤主任

（資料1-1 諮問文を朗読。）

富永課長

（資料1-1、1-2、参考資料1、2により説明。）

鈴木幸雄議長 　ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

（委員） 　（特になし）

鈴木幸雄議長 　ありませんか。  
それでは、特にないようですので、県への答申についてお諮りします。  
諮問の内容に異議ございませんか。

（委員） 　（「異議なし」との声）

鈴木幸雄議長 　「異議なし」とのことですので、「原案のとおりで差し支えありません。」と県に答申することといたします。

鈴木幸雄議長 　続いて、議題（２）「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正について」です。県から説明をお願いします。

富永課長 　（資料２－１、２－２、２－３により説明。）  
なお、改正内容につきまして、今後、内容に影響を及ぼさない軽微な字句等の修正があった場合には、県に一任いただきたいと思います。

鈴木幸雄議長 　ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

2番海老澤武美 　（挙手）

鈴木幸雄議長 　はいどうぞ。

2番海老澤武美 　きたうら広域漁協の組合長の海老澤です。  
今の説明は、私は全然問題ないと思うんです。そのことは問題ない。  
ただ問題なのは、「いさぎ・ごろひき」という名称が、霞ヶ浦は当たると思うんですが、北浦はイサザもないし、ゴロもないという中で、やはりなかなか漁業者も許可を持っていただいている方もいらっしゃいますけれども、何が原因で、そのイサザやゴロが消えたのか。もし分かれば、分かる範囲で結構ですから、試験場でもどこでも結構ですから、簡単にお話をしてもらえるとありがたいと思います。

久保田支場長

(挙手)

鈴木幸雄議長

はいどうぞ。

久保田支場長

内水面支場長の久保田です。

イザザにつきましては、多少の塩分が必要という認識でおりまして、多分そのタイミングが関係するのかなとは思っております。

また、ゴロにつきましては、やはり植物帯の減少が一番大きいと考えております。その他、底質環境とかが、資源の減少している要因だと考えております。あと、外来魚による食害もその一つの要因と考えております。

2番海老澤武美

はい、分かりました。

鈴木幸雄議長

他に何かございますか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それではないようですので、この内容で進めていくということで承認したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

鈴木幸雄議長

続いて、議題(3)「しらうおさし網漁業の許可に関する実態調査結果と今後のスケジュールについて」、県から説明をお願いします。

飯野技師

(資料3(プロジェクター)により説明。)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたらお願いします。

鈴木幸雄議長

この更新時期っていうのは、8月の初旬頃で、5月15日から11月1日までの間は禁漁期間ということになるんで、次の許可をその間の8月に出すと、11月からはその許可でできるということですか。

富永課長

(挙手)

今回のしらうおさし網漁業の許可につきましては、今年の8月31日で許可の有効期間が満了になりまして、9月1日から新しい許可になりま

す。操業期間については、11月1日からということになります。

鈴木幸雄議長 はい、分かりました。  
他に御質問等ございますか。

(委員) (特になし)

鈴木幸雄議長 ありませんか。  
それではないようですので、この内容で進めていくということで承認  
したいと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木幸雄議長 続いて、議題(4)「令和8年度事業計画について」、事務局から説明  
をお願いします。

武藤主任 (資料4により説明。)

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

3番坂本隆夫 (挙手)

鈴木幸雄議長 はいどうぞ。

3番坂本隆夫 5月に常陸川水門における拡大試験の報告があるということですが  
ども、通し回遊魚とは種類の、何を考えてらっしゃるんですか。

武士所長 (挙手)

鈴木幸雄議長 どうぞ。はい。

武士所長 シラスウナギの遡上の状況の調査を想定しております。今年始めたの  
ではなくて、今年で4年目の調査になります。

3番坂本隆夫 シラスウナギに関してだけの報告ということになりますか。

武士所長 はい。

3番坂本隆夫 了解です。ありがとうございます。

鈴木幸雄議長 それでは他にございますか。

(委員) (特になし)

鈴木幸雄議長 それでは、今説明ありましたように、今年度も10月に視察研修を予定したいと思っておりますので、委員の皆様からも、どこか見学してみたいなというようなものがあれば、事務局へ連絡していただければ、その辺も検討してみます。半年先ですので、まだどこも決まってない状況ですので、検討できる範囲で。

また、前は、那珂湊とその周辺だったんですが、県外であっても、そんなに遠くじゃない隣の県辺りであれば、予算的に何とかできると思いますので、その辺もちょっと考えておいていただければと思います。

よろしくをお願いします。

鈴木幸雄議長 それでは、他にないようですので、令和8年度はこの計画に沿って進めていくということで承認したいと思います。

鈴木幸雄議長 続きまして、議題(5)「令和8年度漁業調整関係業務について」、県から説明をお願いします。

富永課長 (資料5により説明。)

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

2番海老澤武美 (挙手)

鈴木幸雄議長 はいどうぞ。

2番海老澤武美 これ許可の更新のことでは、別に異議はないんです。

ただ、この許可の更新は、すべて動力を使ったり大きい漁船のエンジンでひき網をやったりする許可ではなくて、伝統漁法なんですね、これね。昔からずっとやっている漁法なんですよ。

ところが、その漁法は何を獲るかっていうと、テナガエビとかゴロとかウナギとか、そういうものを獲っていた。

霞ヶ浦はシラウオがまだ獲れてますけども、北浦はワカサギもシラウオもテナガエビもゴロもみんな獲れなくなってしまった。

前に、新聞に 100 年フードっていう食文化が、この霞ヶ浦では、佃煮とか煮干しとか、産業の中で、漁業者が獲った魚を加工して、茨城県の名産として販売できていたわけです。

この許可は、このまま許可の更新ができますけども、魚が獲れなくなりました。この補償金は、24.7%の補償がされたんですけども、その対策というものが、なかなかこの大きい常陸川水門という一つのもがあって、茨城県と国と関わりあって、これは難しいのは承知しております。

今、イランとアメリカが戦争してます。砂漠地帯ですから、油は出るんですが、地下水がないんですね、地下に水がない。じゃあどうしてるかっていうと、海水を真水に変える装置があるそうです。砂漠地帯では、当然砂漠ってのは雨がなから砂漠なんですよ。

そういうところがあるのに、茨城県は技術はあると思うんですが、これは県の力ではなかなか、難しいと。ましてや、水産事務所は魚のことをやる場所ですから、そうじゃなくて、やっぱり地域の問題として捉えていかなければ。水産加工屋さんも漁業者も、誰に言ったら良いのか、この資源をどのように回復させたら良いのか、漁業を再生させたら良いのか。

そういうことも、今度、調整委員会で、もし、漁業再生に向けての講演ができる方がいらっしゃったら、30 分でも 40 分でも講演していただける機会が与えられれば、今、委員さんは漁業者ばかりじゃなくて、養殖業者も水産加工屋さんも旅館やってる方も学者の方もいっぱいいるわけですから。

やはり基本は、漁業調整委員会というのは、魚が持続可能にできるような、そのために、漁業秩序を作ったり守ったり、禁漁期を作ったり、調整規則を作ってるわけですから、調整規則でどうにもならない環境破壊が問題になっているとすれば、それはどのようにしていったら良いのか、そういうこともこれからやらないと。

世界湖沼会議では、この水資源は衡平に享受すると。もう一つは、次世代までこの衡平に享受することを受け継ぐと、大井川知事のもとで、世界 60 か国に宣言しているわけですから、何も対策を取らないで、このまま困った困ったって。これ水産関係だけじゃできませんよ、大それたこと、政治が作ってるわけですから。

漁業だけが目的でダムにしたわけじゃありませんから、ダムは、やはり工業から、飲料水から、農業から、いろんな方たちが、これを衡平に享受するっていうふうに宣言されてるわけですから、協力した漁業者だけが被害を受けて、泣き寝入りして誰に言うこともできなくていたら、ちょっといかなもんかなと。

私も長く魚獲りやってますから、何とか漁業再生できれば良いなと思ってるわけで、全部が全部、資源が回復できるのはなかなか難しいかもしれないが、せめて、一番可能性がある、テナガエビとゴロ、このぐらいは回復してもらいたいな。

そうすれば、茨城県の霞ヶ浦周辺で生まれ育った方が、東京や海外で活躍されてる方もいらっしゃると思う。故郷に帰ったときに、やはり佃煮を食べたいと、煮干しが食いたい、ゴタの煮干しが食いたいなど、そういう人もいっぱいいると思うんですよ。

是非とも、100年フードの原料が失われている現在において、何か、我々は調整規則を決めながら進めてるわけですから、調整規則だけではなかなかまとまらないものを、やはり多くの市民と交わって進めていけるような方法があれば。

一つは、論文を書いて説明しなさいって言われても、私は学者じゃありませんから、知識があつてそういうことを説明できる、例えば、茨城大学の学長さんだとか、筑波大学の学長さんあたりだったらできると思いますよ。霞ヶ浦環境科学センターでのそういう集まりでやっているわけですから。また、大学でも加納先生なんかも委員をやりましたけど、相崎さんとかね、いろんなこと知ってますから。

委員会はそれを専門にやる場所ではありませんけども、いろんな研修も良いけども、たまには、そういう方たちの講義を、やはりこの霞ヶ浦北浦を中心とした発展が、この茨城県に大きく貢献してるのが、食料的には食料産業としてあつたわけですから、この火を消さないように、何とか今ここに居る委員さん、また素晴らしい武士所長も漁政課長もいるわけですから、皆さん期待してやられたらいかがかなと、このように思います。

ちょっと的外れちゃったけども、よろしくお願いします。

武士所長

(拳手)

鈴木幸雄議長

はいどうぞ。

武士所長

御意見ありがとうございました。

今、海老澤会長会代理から、御意見を二ついただいたと認識しております。

まず一つ目が、北浦の不漁などについて、学識経験者などから勉強会を開いてみんなでそういう知識を高めてみてはどうかというふうな御意見があったように認識しています。

それにつきましては、委員会事務局の方と相談しながらですね、検討を進めていきたいと思えます。

二つ目につきましては、霞ヶ浦北浦における不漁に対して、どういう対策を執っているのか、執っていくのかといった御意見というふうに認識しました。

これにつきましては、昨今の霞ヶ浦北浦、特に北浦が不漁になって、6年、7年目の状況にある中で、水産部局としましては、もちろん、全力で資源の回復あるいは新たな漁業の収益にできるような手段に、取り組んでいるところです。

先ほど次長の冒頭の挨拶でもお話がありましたように、そのような施策を執ってですね、回復、漁業の持続的な発展に向けて、引き続き努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3番坂本隆夫

(挙手) はい、よろしいですか。

鈴木幸雄議長

どうぞ。

3番坂本隆夫

麻生漁業協同組合の坂本です。

これ、9番の漁船管理に対するの質問なんですが、この場で質問するのが適正かどうか分かりませんが、これ県管理漁港ということで、私どもが管理しています麻生漁港が挙げていると思うんですけども。

実際、船溜まりは造ってくれたのは水機構さんが造って、それが、行方市の管理ってということで行方市に預けてあって、それを実際に管理するのは当組合なんです。清掃代ってということで、うちは12船溜まりを管理して、年間40万円ほどの管理費をいただいております。

去年までは30万ぐらいだったのを、組合の方でも、トータル赤字になっているもので、余剰金を残すような形にはならなくても、ちょっと赤字だけは解消したいというのがあって、市の方にお話して上げてもらった

経緯がございます。

一つ聞きたいのは、これ鹿島港とか大洗港とかいろいろあると思うんですが、あれは、国土交通省が管理してるんですか、それとも、県の方で管理されてるんですか。

所課長

(挙手)

鈴木幸雄議長

はいどうぞ。

所課長

振興課長の所でございます。

ちょっと私の職務外のことではありますが、漁港の御質問ということで、分かる範囲でお答えさせていただきます。

今、委員から御質問あったとおり、大洗港ですとか、鹿島港について、どこが管理しているかということですが、基本的には県土木部港湾課の管理下でございます。

少し概説しますと、大洗港と鹿島港は、漁業としての施設ではなくて、大元が商業のための港なので、コンテナや石炭など、そういった物の運搬のための施設として、港湾課の管理となっております。

一方で、平潟ですとか、皆さんが御覧になった那珂湊、あと波崎ですとか、そういったところは「漁港」となっておりまして、我々水産部局の方で管理しております。本庁の水産振興課漁港グループというところでございます。漁港につきましては、その目的が水産業、漁業を営むための施設ということで位置づけられておりますので、そちらは水産管理となっております。

麻生漁港等ですとか、霞ヶ浦の漁港につきましては、昔から漁業を営んでいた場所が、総合開発によって湖岸からのアクセスが制限されてしまう都合もありましたので、国や水資源機構、当時の水資源開発公団が整備しまして、その後、市ですとか県に移管したという流れになっております。

霞ヶ浦で「港湾」というのは土浦港、あそこが交通拠点として港湾管理の施設となっております。

簡単ではございますけれども、説明させていただきました。

3番坂本隆夫

もう1点よろしいですか。

大洗港とか鹿島港とか大きい漁港じゃなくて、小さい先ほど後から言

われた漁港に対して、県の方はそこを使ってる組合等に、清掃代とか管理費とかいうのをお支払いしたことはないんですか。

所課長

現場の清掃活動のだとは思いますが、清掃とか保全活動に関して、県側から各漁協さんへ費用拠出しているのか回答させていただきます。

まず、霞ヶ浦湖内につきましては、市町村管理の漁港ですとか、市町村に一任されている船溜まりについては、県としては、特に管理費の支払いなどは行っておりません。原則、市町村さんの管理下と認識しております。

参考として、海面、沿海の漁港につきましては、これは清掃活動等に対し、漁港の管理者側の方から、漁港協会やきれいにする会へある程度清掃費とか、綺麗にする活動費みたいなものを拠出して、ごみの処理などを行ってもらっております。詳しい制度につきましては漁港グループへ問い合わせていただきたい。麻生漁港ですとか、県管理の漁港については、そういった御相談も受けられるかと思えます。

水産振興課漁港グループが所管しておりますので、一度そちらに、現行の制度ですとか、そういった話を確認していただくと間違いはないかと思えます。

3番坂本隆夫

分かりました。ありがとうございます。相談させていただきます。

所課長

よろしく申し上げます。

鈴木幸雄議長

それでは他に何かございますか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それではないようですので、議題(6)「その他」ですが、委員さんの方から何か御意見、御質問等ありますか。

7番山口晴代

(挙手)

鈴木幸雄議長

はいどうぞ。

7番山口晴代

山口です。

昨年度の委員会で、玉造での釣りのイベントのパンフレットをもらったというふうに記憶しているんですけども、昨年度は、御案内のとおり行って、予約制ということではなかったんですが、子供と行ったらもう定員だっていうことで、できなかつたので、予約が必要なイベントであればそのように周知いただきたいというのと、予約の方法について、もし、改善ができるようでしたらお願いできればなと思っております。

武士所長

(挙手) はい。

今のお話を、しっかりと担当部署の方にお伝えしてまいります。

7番山口晴代

ありがとうございます。

鈴木幸雄議長

他に何か委員さんの方から、ございませんか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それではないようですので、県の方からは何かないですか。

鈴木幸雄議長

一つちょっと、試験場の方で、毎年シラウオの産卵の状況と、卵の状況とかそういうものを調査していると思うんですが、結果が分かる範囲で結構なんで、今年の状況等をちょっと説明してもらえますか。

久保田支場長

では、シラウオの状況、今の状況を簡単に報告させていただきます。

まず、産卵場調査、1月以降実施しております。霞ヶ浦では浮島を中心に実施しております、令和6年、7年よりも多く卵を確認している状況です。北浦でも大賀の所、砂付き突堤のある造成した場所ですが、そこでシラウオの卵を3月19日に確認しております。

3月以降、稚魚ネットを引っ張って、シラウオ稚魚を確認しております。

詳しい状況につきましては、次回の5月の委員会で御報告させていただきます。

よろしく申し上げます。

鈴木幸雄議長

あと、ワカサギの方の産卵状況も終わったとか、桜川辺りでも大分あつ

たとか。

久保田支場長           そうですね。詳しい話は、次回の委員会で報告させていただきます。

鈴木幸雄議長           分かりました。はいよろしく。  
それでは、県の方からもないですか。

富永次長               はい。

鈴木幸雄議長           それでは、ないようですので事務局の方から、お願いいたします。

杉浦局長               次回の開催は、5月29日金曜日を予定しております。議題については  
改めて御案内申し上げます。

鈴木幸雄議長           それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了したいと思います。  
皆様の御協力により、円滑に議事進行できました。御協力ありがとうございました。

閉会 午前11時3分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---